

畿央大学附属広陵こども園の設置に係る三者協議会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人冬木学園（以下「学園」という。）の設置する公私連携幼保連携型認定こども園 畿央大学附属広陵こども園（以下「本園」という。）について、学園、本園に在籍する（または在籍する予定の）園児の保護者および広陵町の三者が協議する場（以下「三者協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(三者協議会の設置目的)

第2条 「就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)」第34条第1項の規定に基づき設置される本園に関して、園運営の諸事項を確認し、円滑かつ適正な引継ぎと開園後の安定した運営をはかるため、三者協議会を設置する。

(構成)

第3条 三者協議会は、学園により選任した会長1名と、次の各号に掲げる団体により選任された委員をもって構成する。委員の定数は、次に掲げる各号ごとに2名以内とする。

- (1) 保護者団体（本園が開園される前にあっては、広陵西幼稚園PTAおよび広陵西第二幼稚園PTAとする。）
- (2) 広陵町
- (3) 学園

(協議事項)

第4条 三者協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 開園後の本園の教育・保育に関する事項
- (2) 運営の引継ぎおよびそれに関連する事項
- (3) その他本園の運営に関し、必要とする事項

(会長の任務)

第5条 会長は、三者協議会の議長となり、会務を総括する。

2 会長に事故あるときは、学園はすみやかに後任を選任する。

(会議)

第6条 三者協議会は、年1回以上（本園の開園までは原則年2回以上）および委員から会長に対し開催の要請があった場合、開催するものとする。

- 2 三者協議会は、会長が招集する。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 会長は、会議終了後、会議概要を作成し、公開するものとする。

(事務局)

第7条 三者協議会の事務局は学園が設置し、庶務を行なう。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、三者協議会で協議して定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、三者協議会の議を経て学園が行なう。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。